東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年11月26日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年11月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 7 件

NO.	<u>10:</u> 号機等	/ 性 	グレード	
NO.	万陇守	个迴言計名	シレート	1佣-/5
1	1号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)1SB停止前の仮設電源切替作業において、照明用分電盤 1C31 CKT6ブレーカー二次側ケーブルをリフトする際に、端子ネジの破損(ネジが締め・緩めどちらに も動かない)が認められたため、当該ブレーカーを交換。	GⅢ	
2	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(C)モーター冷却水フローサイトグラス(ガラス製流量確認窓)内流量計において、指示値のオーバースケール(目盛板上限値超え)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(A)モーター冷却水フローサイトグラス(ガラス製流量確認窓)内流量計において、指示値のオーバースケール(目盛板上限値超え)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	取水設備点検用ガントリークレーン点検において、横行逸走防止位置検出スイッチ(右、左)内部、横行逸走防止位置検出スイッチ用のプルボックス・電線管・フレキシブル電線管及び受電点側中継端子BOX内部に水の浸入が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
5		ランドリー給気冷却器冷水出口弁(U41ーF233D)において、グランド押さえ部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	
6	1·2号廃棄物 処理設備	ランドリー給気冷却器冷水出口弁(U41ーF233E)において、グランド押さえ部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	
7	1·2号廃棄物 処理設備	ランドリー給気冷却器冷水出口弁(U41ーF233F)において、グランド押さえ部に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理(交換)。	GⅢ	